

かりがよいと思ひますので、その方から申し上げることにいたします。

九十五條は、法定得票数の規定でございます。法定得票数の率について、原案においては四分の一ということになつておるわけでございまして、四分の一と申しますと、これを昨年の衆議院議員の総選挙の場合の有効得票総数と比較して検討して参りますと、十五万二千票というものが四分の一以上の得票数になるわけでございまして、ところが十五万二千票というものは法定得票数では少し高過ぎるのではないかと、立候補者の数等とあわせ考えた場合に、もう少し法定得票数を低くした方がよくはないかという意見も出て来ておるわけでございまして、それらの点を考えまして、一応四分の一を五分の一にしてみたのであります。しかしながら五分の一もまだどうかという御意見も参りますので、一応ここで御諮りしたいと思つておられますのは、九十五條のこの案にございまして「四分の一」を「六分の一」以上の得票数を得たものというところでお考えを願ひたいと思つておるのでございまして、六分の一というところになりますと得票数が大体十萬一千九百票という平均的な数字になるわけであります。これは昨年の衆議院議員の総選挙の有効得票総数を基準にいたしました割り出した数でございます。この得票数の率の問題は、これをあまり下げて参りますと、結局地方選出の参議院議員の得票率よりも、かえつて甘くなるということになりますので、全国区の選出を害することになりますので、あまりこれを下げるわけには参りません。理上は参らないかと考へるものであります。現行法はただいま申しまし

た九十五條の率を八分の一としたわけでありまして、八分の一としたとしますと、七万六千票の法定得票数ということになるわけでございまして、これを地方選出の参議院議員について例をとりますと、七万六千票は一県だけで、七万六千票を法定得票数としたらいますのは、徳島、鳥取、栃木の三県くらいでありまして、あとは八万、九万、十萬、平均いたしますと地方選出の参議院議員では十萬三千票という得票を平均数としてとらなければ、地方選出の参議院議員になれない、こういうふうにして全国選出の場合にはそれよりも低い得票数でいい。こういうことになると矛盾があるわけでございまして、それらを勘案いたしまして六分の一以上にいたしますと、先ほど申しました十萬一千票、それから四分の一にいたしますと十萬五千票ということになるのであります。五分の一にいたしますと十二萬二千票、これを勘案いたしますと、六分の一ぐらいが適當ではなからうか、かように考えまして、九十五條をさように御修正を願ひたい、かように思つております。

それから九十三條の問題は、法定得票数が参りますと、一定得票数以下のものでございまして、いわゆる供託金の没収ということになるわけであります。この没収率は法定得票数以下でなくしてはならないわけでありますので、六分の一にいたしますれば、法定得票数を八分の一ぐらゐにするのが適當であらうと思つておるわけであります。九十三條の二号の「六分の一」としてございしたのを「八分の一」ということに御修正を願ひたい、かように考へております。現行法はこの供託金の没収

率を十分の一にいたしております。以上が九十三條、九十五條の問題であります。

それから百四十四條はポスターの数の問題であります。これを一号にのこさしまして、衆議院議員の選挙、それから参議院の地方選出議員の選挙、都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員の選挙、これをひとつくるめまして、候補者一人に対して三千枚、こういうことになつておるわけであります。それから参議院の全国選出議員については、二号に掲げてございまして二萬枚、一の都道府県では一千枚、こういうことになつておつたわけでございまして、これに対して参議院から都道府県の一千枚は少いから、これを四千枚ぐらゐまで上げてくれという御意見もあつたわけであります。それらを勘案いたしまして、一、四百四十四條第二号の但書の「二千枚を三千枚としていた」を「二千枚を三千枚としていた」と改定して考えておるわけであります。それは四千枚にいたしますと、衆議院議員あるいは参議院の地方選出議員よりふえることになりまして、参議院の、ことに地方選出の議員と比べて、一府県単位でありますので、それよりも全国選出議員が都道府県で張りますビラが多いものもおかしいのであります。一号の三千枚を四千枚にしない限り、二号の枚数はやはりそれと同じ程度にするのが適當であらうと考へますので、その意味において「三千枚」と二号を御訂正願ひたいと思ひます。

なお第二号の問題につきまして、こういう御意見が出ておるわけであります。これは今まだ法文の字句にいたした案はでき上つておりませんが、その内容は、一号の衆議院議員の選挙の場合、参議院地方選出議員その他都道府県知事、都道府県教育委員会の委員の選挙の場合と比較して、たとえば東京都選出の衆議院議員の例をとりますと、東京都は七区にわかれております。そういたしますと、七区の中の各一区ごとに候補者一人について三千枚のビラが衆議院では使えます。ところが東京都全体を選挙区としたしております参議院の地方選出議員とか、都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員ということになりますと、それが全体で三千枚ということでは、あまりに権衡が失はれないかという御意見があるわけであります。これもごもつともだと思つております。参議院からその点の申入れが特にあつたわけではございませんが、そういう点を正いたすといひますならば、衆議院議員の一区和参議院の地方選出議員の一選挙区とが同じ区域である場合におきましては、やはり基礎枚数を三千枚といひますが、一都道府県の区域内に衆議院議員の選挙区が二区以上ある場合におきましては、その区数に応じて、一区について千枚ずつの枚数をふやしてやることにしたらどうかという案でございます。千枚をふやすということに対して、東京都に例をとりますと、東京都が七区でありますから、その中の一区については三千枚、残りの六区につきまして、一区千枚でありますから六千枚、それと三千枚を加えまして、東京都の地方選出参議院議員は九千枚のビラが使えらるということになるわけであります。さうなことでよろしいということでありまして、字句は委員長におまかせ願ひまして、あと

でなお正確な字句に整理いたしたいと考へております。

三、四号の問題であります。傍線の右側に書いてありますのが、一、改正したいと考へまして書いた案でございます。なおこれを御訂正願ひたいと思つておりますが、内容を説き上げますと、新しい案は、「都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について「一千枚」とありますのを従来通り「五百枚」(但し、地方自治法第五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の市長の選挙にあつては、公職の候補者一人について「二千枚」)かようなことにしていただきたい。これは五大市の市長のポスターの枚数を、原案におきましては五百枚となつておつたのであります。それを二千枚にしたい、こういうわけであります。それは五大市側から希望がありましたし、なおまたよく考へてみますと、それも合理的な理由があるようにあります。と申しますのは、たとえば五大市の横浜に例をとりますと、横浜市は、衆議院の選挙におきましては横浜市だけが一選挙区になつておるわけであります。そうしますと、一選挙区について衆議院議員は三千枚のビラが使えます。ところが五大市の市長は、市全体が一区域でありますので、それはやはり衆議院議員と同じ選挙区の区域であるから、三千枚使つてもよいじゃないかということになるわけであります。しかしながら衆議院議員の選挙と地方の選挙とは、その選挙の性質にかなりがみまして、多少そこに段階を設けてよいのではないかと、かような意味合から、五大市の市

次は五号でございますが、従来の三号、四号を一纏にして三号といたしましたので、五号を四号といたしました。これは町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選挙のポスターの枚数であります。これは原案が「百枚」になっておりましたのを、ほかの枚数をふやす関係で「三百枚」といたしましたけれども、五大市の市長だけの枚数をふやして、都道府県の議会の議員の枚数を五百枚に原案通りにいたします場合には、三百枚とすることを御訂正願つて、やはり原案通り百枚とすることに願いたい。これが百四十四條の問題であります。

な約百四十四條のポスターのところ
で、参議院の地方選出議員につきまし
て、一区を増すごとに云々という言葉
を入れますと、あるいは号をやはりそ
こに一号ふやすことになるかも知かり
ませんから、その点その形式につきま
しては、おまかせを願いたいと考えて
おります。以上であります。

○三浦法制局参事　さようでございます。六分の一にいたしますと十萬一千九百七十五票、これは昨年の衆議院議員の總選挙における有効投票總數を、この法律上の一定の率によつて割りましたのが、そういうふうになっております。

○三浦法制局参事 参議院の地方選出議員につきましては、この率が四分の一になつておりますので、それで各都道府県の区域内にある有権者の總數、

それからその選挙の場合におけるその有効投票数、こういうものと関連して考えなければならぬわけでありまして、各府県ごとに数字が非常に違つております。その二、三の例を申し上げますと、東京都におきましては、四分の一の法定得票数ということになりますと、十一万五千七百票でございませう。ラウンド・ナバーで申しますと、それから多いところで申しますと、昨

て出る人の得票としては、常識的に考
えても、十萬票内外では少いではない
かというふうな感じを受けたのです
が、この点はいかがでしようか。ほか

の委員の方の御意見も伺つてみたい
これですと、今のように十五万も必要
とするようなところもあるのですか
ら、そうするとその人たちはどつち
にでも出られる。一つの県で十五万
も出るだけの実力があるならば、全
国区で出ても当選するということであ
る。が、やはり全国区と地方区との特色

を、選挙法に出して行かなくちゃいけ
ないじゃないか。そうすると、どつこ
へ行つても、当選できるというのじゃ
なくて、全国区で出るのは、全国区を
区とした候補者がやはり出べきもので
あり、地方区を選挙区としてはそれに
特色を持った候補者が出るようなもの
が、この二つのやはり並存される理由
であると思うのです。その理由があつ
かどうかということについては、非常
に疑問があることは、先般来議論され
ておるところですが、そういう見地か
ら考えますと、やはり全国区で十万人
外で当選できるようにする、いささ
かなえの輕重を問われるよりなきこ
いがある。少くともその倍の二十万
ぐらゐるのでなければ、第一立候補

○生田委員長 和田君の質問は、さうしたく御同感です。但し五分の一を割るような人が当選をして、この規定によつて失格するという場合が万一生じな場合には、補欠選挙をしなければなら

それでありますから、お説はごもつともだと思ひますけれども、十分の余裕を置いておかなければならぬのではな
いか。かりにこれを四分の一を六分の
一にしまして、必ずしも法の上の各
点はないのではないか、こういうふう
に考へております。ただ万一の場合
を予想して、失格するような人があつ
たらば困る、こういうのが趣意でござ
います。つけ加えて申し上げますと、
参議院では、現行法の八分の $\frac{1}{2}$ にして

のことは、いかにも少な過ぎるというもので、その間の六分の一をとつたわけでありす。——その他について御意でありますんでしうか、ポスターの枚数の問題等……。

○土橋委員　ただいま議論しているのは、第九十五條であらうと思うのですが、第九十五條の第二号の参議院議員の選挙で、六分の一の

○三浦法制局参事、参議院の地方選出議員につきましては、衆議院議員の選挙の場合とかりに比較いたしますと、一県一区の衆議院議員の選挙の場合に

一以上、こういうことになっております。そうしますと、一県一區を單位とする参議院地方選出議員の選挙の場合、大体それと同じ率の四分の一以上ということは、そう不合理ではないだろう、かように考えているわけでありまゝ。なおまた衆議院議員におきましては、選挙区がわかれているのが多いわけでありますが、選挙区がわかれておれば、その選挙区内における四分

の以上上の得票数、こういふことになつておりますので、全国とちよつと性質が違つておりますから、衆議院議員の率と大体同様の比率で考えることは、別にさしつかえないように考えております。

(三) 選挙区。各選挙区の議院議員の選挙区は、その地方選出議員の選挙区を以てする。その場合の例をさしておられると考へます。それは私もよくわかるのですが、そうでない数選挙区の衆議院議員の選挙区を持つていような所の参議院の方選出議員の場合の、四分の一の例もひとつ聞かせていただきたい。

○三浦法制局参事　その点は、現行法も四分の一と、参議院の地方選出議員についてなつております。参議院の地

方選出議員の法定得票数は、変更してないのではありません。現在四分の一になつておりますので、その通りになつておるわけでありませう。

○生田委員長 別に御異議ありませんか。――それでは第九十三條、第九十五條、第百四十四條及び第百四十七條の修正については、ただいまの三浦部長説明の案のように決定したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生田委員長 御異議なければさう決定いたします。

治に新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由に関する事項を議題といたします。本事項については前回すでに質疑は打切られております。御意見のある方は御発言を願ひます。

○土橋委員 過日米新聞紙、雑誌の報道及び評論の自由に関しましては、幾多の質疑あり、あるいは意見の開陳があつたのでありますが、私はここに出席されております百四十八條の但書以下の規定は、まったくこれは憲法の表現の自由、報道の自由ないしあらゆる表現の自由を妨げているところの、憲法違反の規定であらうと考えるのであります。その基本的態度につきましては、過日の委員会において一応説明を加えておたのでありますが、さらに私は明確にする意味で、憲法違反であるゆえんを明確にしたいと思ふのであります。その理由は、御承知のごとく憲法第十一條におきましては「国民は、すべての基本的な権利の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に與えらるる。」このように大前提を規定し

てあります。加えて第二十一條に至りましては「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と、検閲はこれを妨げない。通信の秘密は、これを侵してはならない。こういう基本的な事項が書いてあるのであります。従ひましてこの規定は、さらに第十二條に同じように、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」このように明記してあるものであります。ところがただいま意見が一致するようかとしておりますこの規定を見ますと、この規定におきましては、「但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。」というふうな規定があるのであります。ここで非常に疑問を抱かざるを得ないことは「虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等」という文字でございまして、これは少くとも過日の三浦法部部長の御説明を承りますと、これが必ずしも制限事項ではなくして、一つの例示的事項のような解釈であつたと思ふのであります。そうなつて参りますと、そういうすべての事案につきまして、表現の自由を濫用したというこの大前提のもとに、すべて第二百三十五條第二項の規定を受けるのであります。しかもこの規定は苛酷な罰則を要求しているものであります。こうなつて参りますと、――憲法の第十二條の後段に書いてあります「又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」という規定の意味は、決してここに書いてありますよ

うな、すべて表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないという事項と相關連をせしめても、少くともここに書いてあるような広範圍の意味において制限をするものではないのであります。そうなつて参りますと、本文から説明をいたしますならば、少くともこの法律で定めるところの選挙運動の制限に関する規定は「新聞紙又は雑誌が、選挙に關し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない」という大前提が、いよいよ但書の最後、表現の自由を濫用するといふ文句によつて、すべて打消されるのであります。私はこの憲法が規定してあります第十二條の後段の規定からいつても、そこまで解釈は及ばないと思ふのであります。でございまして、私は当初委員会に出席して以来、常に主張しておりますごとく、委員長がかつての試案で書いておられますように「選挙の公正を害してはならない」という程度の制限で、私は十分であらうと思ふのであります。

そのおもなる理由を簡単に御説明申し上げますならば、少くとも選挙においては、最も言論が活発に行われ、しかも報道の自由なりあるいは評論の自由なり、言論の自由が十分に確保せられることが、民主主義国家における大本であると思ふのであります。かかる意味においても、憲法第二十一條が明確に規定しておりますので、こういう点を十分勘案してみますと、この虚偽の事実を記載するとか、事実を歪曲して記載する等、表現の自由を濫用するといふ文句は、前段に書いてあります憲法の基本的な権利を大きくかぶせまして、これを制限するといふ結論にな

るのであります。従ひまして、これは解釈上の問題ではなくして、この法案をつくらうとしております基本的な選挙に關するところの制限という、こういう大きなものから出て来るものであります。この文字だけにとらわれるわけではございせんが、少くとも私はこのような評論の自由、あるいは報道の自由に対する制限を行うことは、憲法の違反である、かように考へておるのであります。従つて本委員会におかれましては、この点を十分考慮せられまして、但書以下の事項は、当時委員長が示されておりましたような内容をもつて、十分であらう、このように私は考へておるのであります。

次は虚偽の事項の公表の罪でございしますが、この罰則もきつめて苛酷にわたつておられますので、こういう罰則は撤去するのが至当ではないかと、考へておるのであります。そうでございませんと、これから近いうちに参議院議員の選挙が予定されておりますが、そういう場合にも、思わぬ不幸な結果に陥る人がたくさん出て来るのでございまして、こういう点を勘案いたしまして、すみやかにこの罰則は撤去するのが至当である、このように私は考へておるのであります。

なお百四十八條の第二項の規定でございしますが、これはこの前の三浦法部部長のこの法文に対する的確なる解釈の指示によりまして、私も十分に了解したのであります。この罰則につきましても、私は二百四十三條の罰則第六号がきつめて苛酷でありますので、この罰則は緩和すべきである、こういう態度を表明しておきたいと思ふのであります。

○並木委員 民主党の方は、どうも私いささか憎まれ役を背負ひ込んで、残念に思つて居るのですけれども、最初から申し上げました通り、現段階においては、新聞の報道はけつこうですが、評論については個人に關するものはやはり禁止すべきではないかという意向であります。もちろん、ただいまもお話がございまして、この委員会でも、もうるる議論されました通り、言論の自由、表現の自由といふことは、私たちが重々知つてもおりますし、感じておりますけれども、やはりこの公職選挙法をつくつた趣旨から見まして、予見されるところの弊害を除去しておかなければならない使命があると思ふのです。ですから、結局予見される弊害と、実際にいってどつちが大きいのかという価値判断になるのだらうと思ひますが、私の方といたしましては、現段階においては、どうしても選挙に個人に対する評論まで、ここで自由にするという結論に達しないわけではあります。政党的政策綱領、そういうものに対する評論はけつこうでございまして、個人に対する評論といふものは、やはり留保したい、こういう關係にあるのであります。

それからまたこれに関連しまして、個人に対する評論の自由までも認めるについては、弊害の予想される点を考慮して、いつかもお答えになりましたように、新聞紙とか雑誌などの定義というものを確定しない、何とかしてこの方から防禦できないものであらうかというところを考へておたのですが、この前の三浦部長のお話によつても、やはり新聞とか雑誌の定義がでないという御意向でございまして、この方

次会は公報をもつて通知いたす。本日はこれにて散会いたします。午後四時二十一分散会

○並木委員 関連して三浦君にお伺いしたいのですが、最近新聞に伝えられておる新聞紙法案とか何とかいうのは、どんなものでしょうか。何か法制部の方で御存じありませんか。政府の案として出すとか出さぬとか言われておる。その内容なんか、私たち知らないのですが、新聞というものを制限するような法案ではないのですか、お伺いいたします。

○三浦法制局参事 実はその点につきましては、新聞の報道をただ承知しておるだけでありまして、内容は伺いも聞いておりませんし、またわれ／＼の方にも、政府の方から何らの連絡もございませぬし、また議員の方から、そういう立案を依頼されたこともございませぬので、内容については、何にも存じ上げていないと申し上げるよりほかございませぬ。

○野村委員 この問題につきましましては、憲法の條章に明定しておるにもかかわらず、従来の選挙法がこれを拒んでおつたわけでありまして、こういう点から、憲法の條章をそのままの公職選挙法が取上げられることは、当然のことであろうと考えております。しかしこれに対する但書は、憲法の條章を實現しながら、常識的に報道自由の權威を保全する、この意味において、この但書は必要なものである、かように考えておりますので、原案に賛成するものです。

○生田委員長 それではちよつと速記をとめてください。

○生田委員長 速記を始めてください。

ておるものであつて、それを規定するとせざるを問はず、保障されておるのではありません。その点については、むしろ蛇足であつて、必要のない規定であるように考えておるのであります。ただ但書を生かして行くために、わかきつたことを書いたものと了解して、賛成をするわけでありまして、その点においては、土橋君の心配は少しもないはずだと思つております。しかしこの「虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する」というようなことは、いかなる場合でもよろしくないことは当然でありまして、そういうことはプレス・コードに照してなすべからざることである。それをなそうと考へるよりは、かたがた、当然これは正当の規定である。こんな規定はなくても、実は選挙妨害罪の規定がありますから、それを活用してやることはできるのではありません。さらに個人の名誉を害するやうなことも、やはり名誉毀損罪で刑事上の制裁を與えることもできるのではありません。ゆゑにこれはなくてよいのであります。が、わが国民意識の現状にみれば、あつてもよいやまにならぬし、はつきりさせておくために、やつておく方がよからう、こう思ふのであります。むしろ、この規定が濫用されて、無辜の者が処罰されるといふやうなことがあつてはならぬ。なことを確信いたしますし、実際に虚偽の事実を書いた、あるいは事実を歪曲して選挙妨害をやつた者だけが処罰されるものである、こういうことを前提として賛成をいたすものであります。この修正は、なきにまざるという意味において、賛成をいたすのであります。

○並木委員 関連して三浦君にお伺いしたいのですが、最近新聞に伝えられておる新聞紙法案とか何とかいうのは、どんなものでしょうか。何か法制部の方で御存じありませんか。政府の案として出すとか出さぬとか言われておる。その内容なんか、私たち知らないのですが、新聞というものを制限するような法案ではないのですか、お伺いいたします。

○三浦法制局参事 実はその点につきましては、新聞の報道をただ承知しておるだけでありまして、内容は伺いも聞いておりませんし、またわれ／＼の方にも、政府の方から何らの連絡もございませぬし、また議員の方から、そういう立案を依頼されたこともございませぬので、内容については、何にも存じ上げていないと申し上げるよりほかございませぬ。

○野村委員 この問題につきましましては、憲法の條章に明定しておるにもかかわらず、従来の選挙法がこれを拒んでおつたわけでありまして、こういう点から、憲法の條章をそのままの公職選挙法が取上げられることは、当然のことであろうと考えております。しかしこれに対する但書は、憲法の條章を實現しながら、常識的に報道自由の權威を保全する、この意味において、この但書は必要なものである、かように考えておりますので、原案に賛成するものです。

○生田委員長 それではちよつと速記をとめてください。

○生田委員長 速記を始めてください。

だちに法文化する、しかもそれが表現の自由を濫用するという文句になつて集約をせられるという点に相なつてゐるのであります。そうなつて参りますと、かつて示されておりました新聞人なり、あるいは雑誌人等が当然徳義的に考へて行かなければならぬという範疇までこれが罰則を付したところの強行規定と相なるのであります。しかも最も活発をきわめ、旺盛自由でなければならぬ言論の公開が行われるときに、これが法文化するということは、私は少くとも憲法が予定しているような言論、集会、結社の自由の一環として、まことに不都合なものであると考へてゐるのであります。従ひまして、こういう規定をこの法文の中に入れて行くことは、悔いを千載に残すものである。なおかつ現在の政府の政策から考へましても、この点はぜひ本委員会が英断をもつて除去しない限り、こういう弊風が将来に残るということになりまして、われ／＼かつて道徳的な規範をもつて考へておつた者も、すべて峻厳なる罰則を付した法律によつて規律せられる、こういうことになつて参りますと、すべての言論、あるいは報道、評論というものが、非常に一方的な方向へ、端的に申し上げるならば、権力なり金力を要するやうな方向へこれが動くのでございます。こういう点を憂ひまして、われ／＼はぜひともこの規定は除去すべきことを繰返して発言させていただきますと思つております。

○鈴木(義)委員 私ども社会党では、前に意見を述べてありますから、重ねて詳しく述べることを略しますが、報道及び評論の自由は、憲法で保障されておるものであつて、それを規定するとせざるを問はず、保障されておるのではありません。その点については、むしろ蛇足であつて、必要のない規定であるように考えておるのであります。ただ但書を生かして行くために、わかきつたことを書いたものと了解して、賛成をするわけでありまして、その点においては、土橋君の心配は少しもないはずだと思つております。しかしこの「虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する」というようなことは、いかなる場合でもよろしくないことは当然でありまして、そういうことはプレス・コードに照してなすべからざることである。それをなそうと考へるよりは、かたがた、当然これは正当の規定である。こんな規定はなくても、実は選挙妨害罪の規定がありますから、それを活用してやることはできるのではありません。さらに個人の名誉を害するやうなことも、やはり名誉毀損罪で刑事上の制裁を與えることもできるのではありません。ゆゑにこれはなくてよいのであります。が、わが国民意識の現状にみれば、あつてもよいやまにならぬし、はつきりさせておくために、やつておく方がよからう、こう思ふのであります。むしろ、この規定が濫用されて、無辜の者が処罰されるといふやうなことがあつてはならぬ。なことを確信いたしますし、実際に虚偽の事実を書いた、あるいは事実を歪曲して選挙妨害をやつた者だけが処罰されるものである、こういうことを前提として賛成をいたすものであります。この修正は、なきにまざるという意味において、賛成をいたすのであります。

○並木委員 関連して三浦君にお伺いしたいのですが、最近新聞に伝えられておる新聞紙法案とか何とかいうのは、どんなものでしょうか。何か法制部の方で御存じありませんか。政府の案として出すとか出さぬとか言われておる。その内容なんか、私たち知らないのですが、新聞というものを制限するような法案ではないのですか、お伺いいたします。

昭和二十五年三月六日印刷

昭和二十五年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所